

- 第二項及び第三項の規定により学長が行う大學総括理事の解任は、当該国立大学法人の学長選考・監察会議の申し出により行うものとする。

学長は、第一項から第三項までの規定により理事を解任したときは、遅滞なく、文部科学大臣に届け出るとともに、これを公表しなければならない。

第二項及び第三項の規定により学長が行う大學総括理事の解任は、学長選考・監察会議の意見を聴き、及び文部科学大臣の承認を得て、行うものとする。

第十三条の二第二項及び第三項の規定は、第一項から第三項までの規定による大學総括理事の解任について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは、「第十七条第七項」と読み替えるものとする。

(役員及び職員の秘密保持義務)

第十八条 国立大学法人の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(役員及び職員の地位)

第十九条 国立大学法人の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第二款 経営協議会等

(経営協議会)

第二十条 国立大学法人に、国立大学法人の経営に関する重要事項を審議する機関として、経営協議会を置く。

2 経営協議会は、次に掲げる委員で組織する。

 - 一 学長
 - 二 学長が指名する理事及び職員
 - 三 当該国立大学法人の役員又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有するもののうちから、次条第一項に規定する教育研究評議会の意見を聴いて学長が任命するもの

前項各号に掲げる者の中、大学総括理事を置く場合には、当該大学総括理事を委員とする。

4 経営協議会の委員の過半数は、第二項第三号の委員でなければならない。

5 経営協議会は、次に掲げる事項を審議する。
 - 一 中期目標についての意見に関する事項のうち、国立大学法人の経営に関するもの
 - 二 中期計画に関する事項のうち、国立大学法人の経営に関するもの

- 三 学則（国立大学法人の経営に関する部分に限る。）、会計規程、役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準、職員の給与及び退職手当の支給の基準その他の経営に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項

四 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項

五 組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項

六 その他国立大学法人の経営に関する重要な事項

七 経営協議会に議長を置き、学長をもつて充てる。

一 学長

二 学長（当該国立大学に係る大学の長としては、学長又は当該大学総括理事）が指名する理事

三 学部、研究科、大学附置の研究所その他の教育研究上の重要な組織の長のうち、教育研究評議会が定める者

四 その他教育研究評議会が定めるところによつては、当該大学総括理事事務を行つた場合にあつては、当該大学総括理事事務を行つた場合にあつては、当該大学総括理事（次項及び第五項において同じ。）が指名する職員

前項各号に掲げる者のほか、当該国立大学に係る大学の長としての職務を行う大学総括理事を置く場合にあつては、当該大学総括理事を、学校教育法第九十二条第二項の規定により副学長（同条第四項の規定により教育研究に関する重要事項に関する校務をつかさどる者に限る。）を置く場合にあつては、当該副学長（当該副学長が二人以上の場合には、その副学長のうちから学長が指名する者）を評議員とする。

教育研究評議会は、次に掲げる事項について審議する。

一 中期目標についての意見に関する事項（前条第五項第一号に掲げる事項を除く。）

- 二 中期計画に関する事項（前条第五項第二号に掲げる事項を除く。）

三 学則（国立大学法人の経営に関する部分を除く。）

四 教員人事に関する事項

五 教育課程の編成に関する方針に係る事項

六 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項

七 学生の入学、卒業又は課程の修了その他他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項

八 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項

九 その他国立大学の教育研究に関する重要な事項

十 議長は、教育研究評議会を主宰する。

（第三款 業務等）

第二十二条 国立大学法人は、次の業務を行う。

一 国立大学を設置し、これを運営すること。

二 学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。

三 当該国立大学法人以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他、当該国立大学法人以外の者との連携による教育研究活動を行うこと。

四 公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供すること。

五 当該国立大学における研究の成果を普及し、及びその活用を促進すること。

六 当該国立大学法人から委託を受けて、当該国立大学法人が保有する教育研究に係る施設、設備又は知的基盤（科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十二年法律第六十三号）第二十四条の四に規定する）の管理及び当該施設、設備又は知的基盤の他の大学、研究機関その他の者による利用の促進に係る事業を実施する者に対し、出資を行うこと。

七 当該国立大学における研究の成果を活用する事業（第三十四条の二第一項に規定する事業を除く。）であつて政令で定めるものを実施する者に対し、出資を行うこと。

- 八 当該国立大学における技術に関する研究の成果の活用を促進する事業であつて政令で定めるものを実施する者に対し、出資（次号に該当するものを除く。）を行うこと。

九 産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十一条の規定による出資並びに人的及び技術的援助を行うこと。

十 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。
国立大学法人は、前項第六号から第八号までに掲げる業務及び同項第九号に掲げる業務のうち出資に關するものを行おうとするときは、文部科学大臣の認可を受けなければならない。
国立大学及び次条の規定により国立大学に附屬して設置される学校の授業料その他の費用に關し必要な事項は、文部科学省令で定める。（大学附属の学校）

第二十三条 国立大学に、文部科学省令で定めるところにより、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、学校、幼保連携型認定こども園又は専修学校を附属させて設置することができる。

第二節 大学共同利用機関法人

第一款 役員及び職員

（役員）
第二十四条 各大学共同利用機関法人に、役員として、その長である機構長及び監事二人を置く。
前項の規定により置く監事のうち少なくとも一人は、常勤としなければならない。
各大学共同利用機関法人に、役員として、それぞれ別表第二の第四欄に定める員数以内の理事を置く。

（役員の職務及び権限）

第二十五条 機構長は、大学共同利用機関法人を代表し、その業務を總理する。
2 機構長は、次の事項について決定をしようとするときは、機構長及び理事で構成する会議（第五号において「役員会」という。）の議を経なければならぬ。
一 中期目標についての意見に關する事項。
二 この法律により文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならない事項。
三 予算の作成及び執行並びに決算に關する事項。

四 当該大学共同利用機関その他の重要な組織の設置又は廃止に關する事項。

五 その他役員会が定める重要な事項。

3 理事は、機構長の定めるところにより、機構長を補佐して大学共同利用機関法人的業務を掌理し、機構長に事故があるときはその職務を代理し、機構長が欠員のときはその職務を行ふ。

4 監事は、大学共同利用機関法人的業務を監査する。この場合において、監事は、文部科学省令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

5 監事は、いつでも、役員（監事を除く。）及び職員に対して事務及び事業の報告を求め、又は大学共同利用機関法人的業務及び財産の状況の調査をすることができる。

6 監事は、大学共同利用機関法人がこの法律又は準用通則法の規定による認可、承認、認定及び届出に係る書類並びに報告書その他の文部科学省令で定める書類を文部科学大臣に提出しようとするときは、これらの書類を調査しなければならない。

7 監事は、その職務を行うため必要があるときは、大学共同利用機関法人的子法人（大学共同利用機関法人がその經營を支配している法人として文部科学省令で定めるものをいう。）に対して事業の報告を求め、又はその子法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

8 前項の子法人は、正当な理由があるときは、同項の報告又は調査を拒むことができる。

9 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、機構長又は文部科学大臣に意見を提出することができる。

（機構長等への報告義務）

第二十五条の二 監事は、役員（監事を除く。）が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又はこの法律若しくは他の法令に違反する事実、若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を機構長（当該役員が機構長である場合にあつては、機構長及び次条において読み替えて準用する第十二条第二項に規定する機構長選考・監察会議）に報告するとともに、文部科学大臣に報告しなければならない。

（国立大学法人の役員及び職員に関する規定の準用）

第二十六条 第十二条、第十三条、第十四条、第十五条（第三項を除く。）、第十六条、第十七条（第七項及び第八項を除く。）、第十八条及び第十九条の規定は、大学共同利用機関法人的役員及び職員について準用する。この場合において

六 その他大学共同利用機関法人的経営に関する重要な事項

5 経営協議会に議長を置き、機構長をもつて充てる。

6 議長は、経営協議会を主宰する。
(教育研究評議会)

第二十八条 大学共同利用機関法人に、大学共同利用機関の教育研究に関する重要な事項を審議する機関として、教育研究評議会を置く。
教育研究評議会は、次に掲げる評議員で組織する。

2 一 機構長

二 機構長が指名する理事

三 大学共同利用機関の長

四 その他教育研究評議会が定めるところにより機構長が指名する職員

五 当該大学共同利用機関法人の役員及び職員以外の者で当該大学共同利用機関の行う研究と同一の研究に従事するもの(前条第二項第三号に掲げる者を除く。)のうちから教育研究評議会が定めるところにより機構長が任命するもの

六 教育研究評議会は、次に掲げる事項について審議する。

一 中期目標についての意見に関する事項(前条第四項第一号に掲げる事項を除く。)

二 中期計画に関する事項(前条第四項第一号に掲げる事項を除く。)

三 教育研究に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項

四 職員のうち、専ら研究又は教育に従事する者的人事に関する事項

五 共同研究計画の募集及び選定に関する方針に係る事項

六 大学院における教育その他大学における教育への協力に関する事項

七 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項

八 その他大学共同利用機関の教育研究に関する重要な事項

九 教育研究評議会に議長を置き、機構長をもつて充てる。

五 議長は、教育研究評議会を主宰する。
(業務の範囲等)

第三款 業務等

第二十九条 大学共同利用機関法人は、次の業務を行ふ。

二 大学共同利用機関を設置し、これを運営すること。

三 大学の要請に応じ、大学院における教育その他その他の者で当該大学共同利用機関の行う研究と同一の研究に従事するものの利用に供すること。

四 当該大学共同利用機関における研究の成果（第二号の規定による大学共同利用機関の施設及び設備等の利用に係る研究の成果を含む。第六号及び第七号において同じ。）を普及し、及びその活用を促進すること。

五 当該大学共同利用機関法人から委託を受けた、当該大学共同利用機関法人が保有する教育研究に係る施設、設備又は知的基盤の管理及び当該施設、設備又は知的基盤の他の大学、研究機関その他の者による利用の促進に係る事業を実施する者に対し、出資を行うこと。

六 当該大学共同利用機関における研究の成果を活用する事業（当該大学共同利用機関における技術に関する研究の成果の提供を受けて商品を開発し、若しくは生産し、又は役務を開発し、若しくは提供する事業を除く。）であつて政令で定めるものを実施する者に対して、出資を行うこと。

七 当該大学共同利用機関における技術に関する研究の成果の活用を促進する事業であつて政令で定めるものを実施する者に対し、出資（次号に該当するものを除く。）を行うこと。

八 産業競争力強化法第二十二条の規定による出資並びに人的及び技術的援助を行うこと。

九 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

十 大学共同利用機関法人は、前項第五号から第七号までに掲げる業務及び同項第八号に掲げる業務のうち出資に関するものを行おうとするときは、文部科学大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更したときも、同様とする。

（中期目標）

第三章 中期目標等

第三十条 文部科学大臣は、六年間において国立大学法人等が達成すべき業務運営に関する目標を中期目標として定め、これを当該国立大学法人等に示すとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 中期目標においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 教育研究の質の向上に関する事項

二 業務運営の改善及び効率化に関する事項

三 財務内容の改善に関する事項

四 教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する事項

五 その他業務運営に関する重要な事項

文部科学大臣は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、国立大学法人等の意見を聴き、当該意見に配慮するとともに、評価委員会の意見を聽かなければならぬ。

(中期計画)

第三十一条 国立大学法人等は、前条第一項の規定により中期目標を示されたときは、当該中期目標に基づき、文部科学省令で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画を中期計画として作成し、文部科学大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

二 中期計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 教育研究の質の向上に関する目標を達成するためとするべき措置

二 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとするべき措置

三 前二号に掲げる措置の実施状況に関する指標

四 予算(人件費の見積りを含む)、収支計画及び資金計画

五 短期借入金の限度額

六 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

七 剰余金の用途

八 その他文部科学省令で定める業務運営に関する事項

文部科学大臣は、第一項の認可をした中期計画が前条第二項各号に掲げる事項の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、その中期計画を変更すべきことを命ずることができる。

五 国立大学法人等は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その中期計画を公表しなければならない。

(中期目標の期間における業務の実績等に関する評価等)

第三十二条の二 国立大学法人等は、次の各号に掲げる事業年度の区分に応じ当該各号に定める事項について、評価委員会の評価を受けなければならない。

一 中期目標の期間の最後の事業年度の前々事業年度 中期目標の期間における業務の実績

二 中期目標の期間の最後の事業年度 中期目標の期間における業務の実績

三 中期目標の期間における業務の実績

四 中期目標の期間における業務の実績

五 中期目標の期間における業務の実績

六 中期目標の期間における業務の実績

七 中期目標の期間における業務の実績

八 中期目標の期間における業務の実績

九 中期目標の期間における業務の実績

十 中期目標の期間における業務の実績

十一 中期目標の期間における業務の実績

十二 中期目標の期間における業務の実績

十三 中期目標の期間における業務の実績

十四 中期目標の期間における業務の実績

十五 中期目標の期間における業務の実績

十六 中期目標の期間における業務の実績

十七 中期目標の期間における業務の実績

十八 中期目標の期間における業務の実績

十九 中期目標の期間における業務の実績

二十 中期目標の期間における業務の実績

二十一 中期目標の期間における業務の実績

二十二 中期目標の期間における業務の実績

二十三 中期目標の期間における業務の実績

二十四 中期目標の期間における業務の実績

二十五 中期目標の期間における業務の実績

二十六 中期目標の期間における業務の実績

二十七 中期目標の期間における業務の実績

二十八 中期目標の期間における業務の実績

二十九 中期目標の期間における業務の実績

三十 中期目標の期間における業務の実績

三十一 中期目標の期間における業務の実績

三十二 中期目標の期間における業務の実績

三十三 中期目標の期間における業務の実績

三十四 中期目標の期間における業務の実績

(中期目標の期間の終了時の検討)

第三十三条の四 文部科学大臣は、評価委員会が第三十二条の二第一項第一号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったとき

は、中期目標の期間の終了時までに、当該国立大学法人等の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、当該国立大学法人等に關し所要の措置を講ずるものとする。

文部科学大臣は、前項の規定による検討を行って、行わなければならない。この場合において、評価委員会は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に対し独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法(平成十五年法律第百十四号)第十六条第三項の規定による評価の実施を要請し、当該評価の結果を尊重して前条第一項の評価を行わなければならない。

前項の規定により国立大学法人に係る独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法第十六条第三項の規定による評価の実施を要請するに当たっては、当該国立大学法人が設置する国立大学に係る学校教育法第百九条第二項に規定する認証評価の結果を踏まえて当該評価を行うよう要請するものとする。

評価委員会は、前条第一項の評価を行つたとき

は、中期目標の期間の終了時までに、当該国立大学法人等の主要な事務及び事業の改廃に関し、文部科学大臣に勧告をすることができる。この場合において、評価制度委員会は、遅滞なく、当該勧告の内容を公表しなければならない。

評価制度委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、国立大学法人等の中期目標の期間の終了時までに、当該国立大学法人等の主要な事務及び事業の改廃に関し、文部科学大臣に勧告をすることができる。この場合において、評価制度委員会は、遅滞なく、当該勧告の内容を公表しなければならない。

評価制度委員会は、前項の勧告をしたときは、遅滞なく、当該国立大学法人等(同項第一号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価等)に対して、その評価の結果を通知しなければならない。この場合において、評価委員会は、必要があると認めるときは、当該国立大学法人等に対し、業務運営の改善その他の勧告を行ふことができる。

評価制度委員会は、前項の勧告をしたときは、文部科学大臣に対し、その勧告に基づいて講じた措置及び講じようとする措置について報告を求めることができる。

評価制度委員会は、前項の規定による整理を行つたとき

は、文部科学大臣が、その勧告に基づいて講じた措置及び講じようとする措置について報告を求めることができる。

次の中期目標の期間に係る第三十二条第一項の認可を受けた中期計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの)の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第二十二条第一条第一項又は第二十九条第一項に規定する業務の財源に充てることが可能である。

国立大学法人等は、前項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

評価制度委員会は、第三項の規定により通知された評価の結果について、必要があると認めるとときは、評価委員会に対し、意見を述べることができる。この場合において、評価制度委員会は、遅滞なく、当該意見の内容を公表しなければならない。

評価制度委員会は、第三項の規定により通知された評価の結果について、必要があると認めるとときは、評価委員会に対し、意見を述べることができる。

国立大学法人等は、前項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

国際的に卓越した能力を有する人材を確保する必要性」とする。

2 前項に規定するもののほか、指定国立大学法人の専ら教育研究に従事する職員の給与その他の處遇については、当該職員が行う教育研究の内容及び成果についての国際的評価を勘案して行うものとする。

（二以上の国立大学を設置する国立大学法人に関する特例）

する国立大学法人の財務基盤を総合的に勘査して、世界最高水準の教育研究活動の展開が相当程度見込まれるものと、当該国立大学法人の申請により、指定国立大学として指定することができる。

第三十四条第二項から第五項までの規定は前項の規定による指定について、第三十四条の二から前条までの規定は指定国立大学を設置する国立大学法人について、それぞれ準用する。この場合において、第三十四条第四項及び前条第一項中「指定国立大学法人」とあるのは「指定国立大学」と、第三十四条の二第一項中「当該指定国立大学法人」とあるのは「当該指定国立大学」と読み替えるものとする。

第三十五条 文部科学 (違法行為等の是正)

はその役員若しくは職員が、不正の行為若しくはこの法律若しくは他の法令に違反する行為をし、又は当該行為をするおそれがあると認めるときは、当該国立大学法人等に対し、当該行為の是正のため必要な措置を講ずることを求めることができる。

国立大学法人等は、前項の規定による文部科学大臣の求めがあつたときは、速やかに当該行為の是正その他の必要と認める措置を講ずるとともに、当該措置の内容を文部科学大臣に報告しなければならない。

第三十五条の二 独立行政法人通則法第三条、第
（独立行政法人通則法の規定の準用）

七条第二項、第八条第一項、第九条、第十一
条、第十四条から第十七条まで、第二十一条の
四、第二十二条の五、第二十四条、第二十五
条、第二十五条の二第一項及び第二項、第二十二

（財務大臣との協議
第三十六条 文部科学

務大臣に協議しなければならない。

二 第二十二条第二項、第二十九条第二項、第三十一条第一項の規定により金額を定めようとするとき、又は同条第八項の規定により金額を定めようとするとき。

第二十二条第一項、第二十九条第二項、第三十一条第一項、第三十三条第一項、第二項若しくは第五項、第三十三条の二、第三十三

条の三、第三十三条の四第一項若しくは第五項若しくは第三十四条の二第二項又は準用通

則法第四十五条第一項ただし書若しくは第二項ただし書若しくは準用通則法第四十八条の規定による。

三 第三十条第一項の規定により中期目標を定め、又は変更しようとするとき、

四 第三十二条第一項又は準用通則法第四十四条第三項の規定による承認をしようとするとき

五 第三十三条の四第七項の規定による認可の
き。

六 第三十三条の五第二項第一号又は準用通則
云第百一七条第一項第一号の規定に

法第四十七条规定第一号若しくは第二号の規定による指定をしようとするとき。

第三十七条 教育基本法（平成十八年法律第二百一十号）その他政令で定める法令については、政

令で定めるところにより、国立大学法人等を国とみなして、これらの法令を準用する。

2 博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）その他政令で定める法令については、政令等の規定によるものとし、第五条を云々等と並び

で定めるとこにはより 国立大学法人等を独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人とみなして、これらの法令を準用する。

第七章 罰則

する場合を含む。)の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下

第三十九条 準用通則法第六十四条第一項の規定
による報告とさせ、告げは該島の報告とく。

による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合は、その疊又行為をした國

立大学法人の役員若しくは職員又は大学共同利用機関法人の役員若しくは職員は、二十万円以

下の罰金に処する。

は大学共同利用機関法人の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 この法律又は準用通則法の規定により文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならぬ場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 この法律又は準用通則法の規定により文部科学大臣に届出をしなければならない場合において、その届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三 この法律又は準用通則法の規定により公表をしなければならない場合において、その公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

四 第十一条第七項若しくは第八項若しくは第二十五条第五項若しくは第六項又は準用通則法第三十九条第三項の規定による調査を妨げたとき。

五 第二十二条第一項に規定する業務（指定国立大学法人にあつては同項及び第三十四条の二第一項、指定国立大学を設置する国立大学法人にあつては第二十二条第一項及び第三十四条の六第二項において準用する第三十四条の二第一項に規定する業務）以外の業務を行つたとき。

六 第二十九条第一項に規定する業務以外の業務を行つたとき。

七 第三十一条第四項の規定による報告書七
八 第三十一条の二第二項の規定による報告書八
九 第三十三条の五第二項又は準用通則法第四十九条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

十 第三十五条第二項又は準用通則法第五十条の八第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

十一 準用通則法第九条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

十二 準用通則法第三十八条第三項の規定に違反して財務諸表、事業報告書、決算報告書、監査報告又は会計監査報告書を備え置かず、又は閲覧に供しなかつたとき。

第十二条第九項に規定する国立大学法人の子法人又は第二十五条第七項に規定する大学共同利用機関法人の子法人の役員が第十一条第九項

若しくは第二十五条第七項又は準用通則法第三十三条第三項の規定による調査を妨げたときは、二十万円以下の過料に処する。

四 第四十二条 第八条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日） 第一条 この法律は、平成十五年十月一日から施行する。

第一条 削除

（国立大学法人等の成立）

第三条 別表第一に規定する国立大学法人及び別表第二に規定する大学共同利用機関法人は、準用通則法第十七条の規定にかかるわらず、国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十五年法律第百十七号。以下「整備法」という。）第一条の規定の施行の時に成立する。

二 前項の規定により成立した国立大学法人等は、準用通則法第十六条の規定にかかるわらず、国立大学法人等の成立後遅滞なく、政令で定めるところにより、その設立の登記をしなければならない。

（職員の引継ぎ等）

第四条 国立大学法人等の成立の際現に附則別表の上欄に掲げる機関の職員である者（独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）附則第二条又は独立行政法人海洋研究開発機構法（平成十五年法律第九十五号）附則十四条）の提出をせず、又は報告書に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして報告書を提出したとき。

五 第二十九条第一項に規定する業務以外の業務を行つたとき。

六 第三十一条第四項の規定による報告書七
七 第三十一条の二第二項の規定による報告書八
八 第三十三条の五第二項又は準用通則法第四十九条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

九 第三十五条第二項又は準用通則法第五十条の八第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

十 第三十五条第二項又は準用通則法第五十条の八第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

十一 準用通則法第九条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

十二 準用通則法第三十八条第三項の規定に違反して財務諸表、事業報告書、決算報告書、監査報告又は会計監査報告書を備え置かず、又は閲覧に供しなかつたとき。

第十二条第九項に規定する国立大学法人の子法人又は第二十五条第七項に規定する大学共同利用機関法人の子法人の役員が第十一条第九項

となる場合には、その者に対する権利及び義務を承継したときは、当該国立大学法人等が国のする権利及び義務を承継したときは、当該国立大学法人等に承継される権利に係る財産で政令で定めるものの価額に合計額から、承継される職員（同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む）としての引き続いた在職期間と当該国立大学法人等の職員としての在職期間とみなして取り扱うものとする。

二 各国立大学法人等は、前項の規定の適用を受けた当該国立大学法人等の職員の退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、その者の国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する者を含む）としての引き続いた在職期間を当該国立大学法人等の職員としての在職期間とみなして取り扱うものとする。

三 国立大学法人等の成立の日の前に旧機関の職員として在職する者が、附則第四条の規定により引き続いて国立大学法人等の職員となり、その者の国立大学法人等の職員として在職した後引き続いて国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員となつた場合におけるその者の同法に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、そこの者の国立大学法人等の職員としての在職期間を同項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が国立大学法人等を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む）の支給を受けているときは、この限りでない。

四 各国立大学法人等は、国立大学法人等の成立の日の前に旧機関の職員として在職し、附則十四条の規定により、独立行政法人日本学生支援機構又は独立行政法人海洋研究開発機構（平成十五年法律第九十五号）附則第二条又は独立行政法人海洋研究開発機構の職員となるものとされた者を除く。）は、別に辞令を発せられない限り、国立大学法人等の成立の日において、それぞれ同表の下欄に掲げる国立大学法人等の職員となるものとする。

五 前項の規定により各国立大学法人等が当該土地の全部又は一部を譲渡したときは、当該譲渡により生じた収入の範囲内で文部科学大臣が定める基準により算定した額に相当する金額を独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（附則第十二条第一項において「機構」という。）に納付すべき旨の条件を付して出資されたものとする。

六 文部科学大臣は、前項の規定により基準を定めようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

七 第二項の財産の価額は、国立大学法人等の成立の日現在における時価を基準として評価委員会が評価した価額とする。

八 前項の評価委員その他評価に關し必要な事項は、政令で定める。

九 第十七条の規定に基づき文部科学大臣から旧機関の長に交付され、その經理を委託された金額に残余があるときは、その残余に相当する額は、国立大学法人等の成立の日において各国立

大学法人等に奨学を目的として寄附されたものとする。この場合において、当該寄附金の經理に關し必要な事項は、文部科学省令で定める。

第十条 国立大学法人等の成立の際、旧特別会計法第十七条の規定により附則別表の上欄に掲げる機関（以下「旧機関」という。）の職員が同表の下欄に掲げる国立大学法人等の職員を同項に規定する特別職国家公務員等と、前条の規定により国家公務員としての身分を失つたこ

とを任命権者の要請に応じ同項に規定する特別職国家公務員等となるため退職したことのみなす。

第十二条 第四条の規定により附則別表の上欄に掲げる機関（以下「旧機関」という。）の職員が同表の下欄に掲げる国立大学法人等の職員を同項に規定する特別職国家公務員等と、前条の規定により附則別表の上欄に掲げる機関（以下「旧機関」とい

う。）の職員となつた者に対する国家公務員法（昭和二十年法律第二百二十号）第八十二条第二項の規定の適用については、各国立大学法人等の職員を前条の規定により各国立大学法人等の職員としての身分を失つたことを任命権者の要請に応じ同項に規定する特別職国家公務員等となるため退職したことのみなす。

第十三条 附則第四条の規定により附則別表の上欄に掲げる機関（以下「旧機関」という。）の職員が同表の下欄に掲げる国立大学法人等の職員を同項に規定する特別職国家公務員等と、前条の規定により附則別表の上欄に掲げる機関（以下「旧機関」とい

う。）の職員となつた者に対する国家公務員法（昭和二十年法律第二百二十号）第八十二条第二項の規定の適用については、各国立大学法人等の職員を前条の規定により各国立大学法人等の職員としての身分を失つたことを任命権者の要請に応じ同項に規定する特別職国家公務員等となるため退職したことのみなす。

第十四条 第四条の規定により附則別表の上欄に掲げる機関（以下「旧機関」という。）の職員が同表の下欄に掲げる国立大学法人等の職員を同項に規定する特別職国家公務員等と、前条の規定により附則別表の上欄に掲げる機関（以下「旧機関」とい

う。）の職員となつた者に対する国家公務員法（昭和二十年法律第二百二十号）第八十二条第二項の規定の適用については、各国立大学法人等の職員を前条の規定により各国立大学法人等の職員としての身分を失つたことを任命権者の要請に応じ同項に規定する特別職国家公務員等となるため退職したことのみなす。

第十五条 第四条の規定により附則別表の上欄に掲げる機関（以下「旧機関」という。）の職員が同表の下欄に掲げる国立大学法人等の職員を同項に規定する特別職国家公務員等と、前条の規定により附則別表の上欄に掲げる機関（以下「旧機関」とい

う。）の職員となつた者に対する国家公務員法（昭和二十年法律第二百二十号）第八十二条第二項の規定の適用については、各国立大学法人等の職員を前条の規定により各国立大学法人等の職員としての身分を失つたことを任命権者の要請に応じ同項に規定する特別職国家公務員等となるため退職したことのみなす。

第十六条 附則第四条の規定により附則別表の上欄に掲げる機関（以下「旧機関」という。）の職員が同表の下欄に掲げる国立大学法人等の職員を同項に規定する特別職国家公務員等と、前条の規定により附則別表の上欄に掲げる機関（以下「旧機関」とい

(機構の債務の負担等)

第十二条 文部科学大臣が定める国立大学法人は、機構に対し、独立行政法人大学改革支援、学位授与機構法附則第十三条第一項第一号に規定する承継債務(第三項において単に「承継債務」という。)のうち、当該国立大学法人の施設及び設備の整備に要した部分として文部科学大臣が定める債務に相当する額の債務を負担する。

第十三条 文部科学大臣は、前項の規定により債務を定めようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

第十四条 第一項の規定により債務を負担することとされた国立大学法人は、文部科学大臣が定めるところにより、承継債務を保証するものとする。

第十五条 第一項の規定により負担する債務の償還、当該債務に係る利子の支払その他の同項の規定による債務の負担及び前項の規定により行う債務の保証に關し必要な事項は、政令で定める。

第十六条 前項の債務の償還及び当該債務に係る利子の支払については、第三十三条第二項に規定する長期借入金又は債券の発行による収入をもつて充ててはならない。

(国有財産の無償使用)

第十七条 国は、国立大学法人等の成立の際現に各旧機関の職員の住居の用に供されている国有財産であつて政令で定めるものを、政令で定めるところにより、各国立大学法人等の用に供するため、当該国立大学法人等に無償で使用させることができる。

第十八条 国は、当分の間、国立大学法人等に対し、その施設の整備で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号)第二条第一項に該当するものに要する費用に充てる資金の全部又は一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。この場合における第三十五条の二の規定の適用については、同条の表第四十五条第四項の項中「第三十三条规定又は第二項」

どあるのは、「第三十三条规定第一項若しくは第二項又は附則第十四条第一項」とする。

第十九条 前項の国への貸付金の償還期間は、五年(二年内の据置期間を含む。)以内で政令で定める期間とする。

第二十条 前項に定めるもののほか、第一項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他

関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律(昭和二十二年法律第百九十四号)に規定する国又は行政庁とみなし、同法の規定を適用する。

(最初の教育研究評議会の評議員)

第二十一条 国立大学法人等の成立後の最初の第二十一条第一項及び第二十八条第一項に規定する教育研究評議会は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める評議員で組織するものとする。

第一条 国立大学法人の教育研究評議会 第二十一

二 大学共同利用機関法人の教育研究評議会 第二十八条第二項第一号から第三号までに掲げる者

三 第二項第一号及び第二号に掲げる者 第二十二条

四 第二項第一号及び第二号に掲げる者 第二十三条

五 第二項第一号及び第二号に掲げる者 第二十四条

六 第二項第一号及び第二号に掲げる者 第二十五条

七 第二項第一号及び第二号に掲げる者 第二十六条

八 第二項第一号及び第二号に掲げる者 第二十七条

九 第二項第一号及び第二号に掲げる者 第二十八条

十 第二項第一号及び第二号に掲げる者 第二十九条

十一 第二項第一号及び第二号に掲げる者 第三十条

十二 第二項第一号及び第二号に掲げる者 第三十二条

十三 第二項第一号及び第二号に掲げる者 第三十三条

十四 第二項第一号及び第二号に掲げる者 第三十四条

十五 第二項第一号及び第二号に掲げる者 第三十五条

十六 第二項第一号及び第二号に掲げる者 第三十六条

十七 第二項第一号及び第二号に掲げる者 第三十七条

十八 第二項第一号及び第二号に掲げる者 第三十八条

十九 第二項第一号及び第二号に掲げる者 第三十九条

二十 第二項第一号及び第二号に掲げる者 第四十一条

二十一 第二項第一号及び第二号に掲げる者 第四十二条

機関	国立大学法人等	道教育大学
旧設置法第三条第一項の表に掲	国立大学法人室蘭	国立大学法人北海道
旧設置法第三条第一項の表に掲	国立大学法人旭川	道大学
旧設置法第三条第一項の表に掲	国立大学法人小樽	工業大学
旧設置法第三条第一項の表に掲	北海道教育大学	高等教育大学
旧設置法第三条第一項の表に掲	国立大学法人帯広	畜産大学
旧設置法第三条第一項の表に掲	旭川医科大学	医科大学
旧設置法第三条第一項の表に掲	国立大学法人北見	工農業大学
旧設置法第三条第一項の表に掲	小樽商科大学	商科大学
旧設置法第三条第一項の表に掲	帯広畜産大学	畜産大学
旧設置法第三条第一項の表に掲	弘前大学	教育大学
旧設置法第三条第一項の表に掲	岩手大学	大学
旧設置法第三条第一項の表に掲	東北大	大学
旧設置法第三条第一項の表に掲	宮城教育大学	教育大学
旧設置法第三条第一項の表に掲	秋田大学	大学
旧設置法第三条第一項の表に掲	福島大学	大学
旧設置法第三条第一項の表に掲	山形大学	大学
旧設置法第三条第一項の表に掲	茨城大学	大学
旧設置法第三条第一項の表に掲	筑波大学	大学
旧設置法第三条第一項の表に掲	都宮大学	大学
旧設置法第三条第一項の表に掲	群馬大学	大学
旧設置法第三条第一項の表に掲	埼玉大学	大学
旧設置法第三条第一項の表に掲	宮大	大学
旧設置法第三条第一項の表に掲	大学	大学

附則（平成一七年五月二十五日法律第四九号）

第一条 この法律は、平成十七年十月一日から施行する。

第一条 この法律は、平成十七年十月一日から施行する。ただし、次条並びに附則第五条から第七条まで、第十条、第十一条及び第十三条の規

(学長となるべき者の指名等に関する特例)
第一条 文部科学大臣は、この法律の公布の日の

第二回 二月半の立春の日、この御令の公私共の属する月の翌々月の初日において、現にこの法律による改正前の国立大学法人別表第一に規定する国立大学へ乞去る乞支支荷豆明ヘキ（以下略）

（旧筑波技術短期大学法人）の学長である者を、同日において、この法律による改正

- を独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に納付すべき旨の条件を付して出資されたものとする。
- 第十九条 第十項に規定する資産の価額は、新国立大学法人の成立の日現在における時価を基準として定める。
- 前項の評価委員その他評価した価額とは、政令で定める。
- 第十四条 第一項の規定により旧国立大学法人が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。
- 第六条 前条第一項の規定により新筑波技術大学法人又は新富山大学法人が承継した国立大学法人附則第十一條第一項の規定による貸付金に相当する金額は、同法附則第十四条第一項の規定により国から当該国立大学法人に対し無利子貸付金の償還期間、償還方法、償還期限の繰上げその他償還に關し必要な事項は、政令で定めること。
- (国有財産の無償使用)
- 第七条 国は、新国立大学法人の成立の際現に旧国立大学法人に使用されている国有財産であつて、政令で定めるものを、政令で定めるところにより、旧筑波技術短期大学法人に使用されているものにあつては新筑波技術大学法人の、旧富山大学法人等に使用されているものにあつては新富山大学法人の用に供するため、新国立大学法人に無償で使用させることができる。
- 第二条 国は、新国立大学法人の成立の際に旧国立大学法人の職員の住居の用に供され、新富山大学法人等の職員の住居の用に供されているものにあつては新富山大学法人の職員の住居の用に供するため、新国立大学法人に無償で使用させるため、新国立大学法人の中期目標に関する特例)
- 第八条 新国立大学法人の最初の中期目標の期間について、国立大学法人法第三十条第一項中「六年間」とあるのは、「四年六月間」とする。
- 第九条 前条の中期目標に係る準用通則法第三十条第一項に規定する評価については、新筑波技術大学法人の中期目標に関する特例)

- 第十条 新国立大学法人の成立の際現に旧筑波技术短期大学法人及び旧高岡短期大学法人があつては、それ設置する短期大学(第四項において「旧短期大学」という。)に在学する学生が存する場合は、当該学生が当該短期大学を卒業するため必要であった教育課程の履修を行うことができるようにするため、短期大学として、新筑波技术短期大学法人にあつては筑波技术短期大学部を、新富山大学法人にあつては高岡短期大学部を、それぞれ設置する。
- 前項に規定する学生が当該短期大学に在学しなくなる日において、廃止するものとする。
- 筑波技术短期大学部及び高岡短期大学部は、前項に規定する学生が当該短期大学に在学しない場合において、廃止するものとする。
- 第二条 第一項第一号の規定の適用については、同号中「国立大学」とあるのは、「国立大学(国立大学法人法の一部を改正する法律附則第十条第一項の規定により設置される短期大学を含む。以下この条において同じ。)」とする。
- 旧短期大学は、新国立大学法人の成立の時において、旧筑波技术短期大学法人が設置する短期大学にあつては新筑波技术短期大学法人が短期大学として設置する筑波技术短期大学部に、旧高岡短期大学法人が設置する短期大学にあつては新富山大学法人が短期大学として設置する高岡短期大学部に、それぞれなるものとする。
- 第十二条 新国立大学法人の成立の際現に旧富山大学法人及び旧富山医科大学がそれぞれ設置する大学に在学する者は、当該大学を卒業するため必要であった教育課程の履修を、新富山大学法人が設置する大学において行うものとし、新富山大学法人が設置する大学は、そのために必要な教育を行うものとする。この場合における教育課程の履修その他当該学生の教育に関し必要な事項は、新富山大学法人が設置する。
- (旧国立大学法人の解散に伴う経過措置)

- 第十三条 附則第二条及び第四条から前条までに定めるもののほか、新国立大学法人の設立に伴い必要な経過措置その他のこの法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。
- 附則 (平成一七年七月二六日法律第八号)抄
- 第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。
- 附則 (平成一八年六月二一日法律第八号)抄
- 第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。
- 附則 (平成一九年六月二〇日法律第八号)抄
- 第一条 この法律は、平成十九年十月一日から施行する。ただし、次条第四項並びに附則第三条第三項及び第四項、第四条並びに第七条の規定は、公布の日から施行する。
- (施行期日)
- 第二条 国立大学法人法の施行の日から施行する。
- 附則 (平成一九年六月二〇日法律第八号)抄
- 第一条 この法律は、平成十九年十月一日から施行する。
- 附則 (平成一九年六月二〇日法律第八号)抄
- 第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。
- 附則 (平成一九年六月二〇日法律第八号)抄
- 第一条 この法律は、平成十九年十月一日から施行する。ただし、次条第四項並びに附則第三条第三項及び第四項、第四条並びに第七条の規定は、公布の日から施行する。
- (大阪外国语大学法人の解散等)
- 第二条 国立大学法人大阪外国语大学(以下「大阪外国语大学法人」という。)は、この法律の施行の時において解散するものとし、次項の規定により国が承継する資産を除き、その一切の権利及び義務は、その時において国立大学法人大阪大学(以下「大阪大学法人」という。)が承継する。
- この法律の施行の際現に大阪外国语大学法人が有する権利のうち、大阪大学法人がその業務を確実に実施するため必要な資産以外の資産は、この法律の施行の時において国が承継する。

- 第三条 前項の規定により国が承継する資産の範囲その他該資産の国への承継に關し必要な事項は、政令で定める。
- 第四条 第二条及び第十三条を除く。の規定による。
- 第五条 大阪外国语大学法人の最終事業年度における財務諸表等の作成等については、大阪大学法人が準用通則法(国立大学法人法第三十五条において準用する独立行政法人通則法(平成十一年法律第二百三号))をいう。以下この条において同じ。)第二百三十二条第一項に規定する評価を受けるものとする。この場合において、同条第三項の規定による通知及び勧告は、大阪大学法人に対してなされるものとする。
- 第六条 大阪外国语大学法人の最終事業年度に係る準用通則法第三十八条の規定による財務諸表、事業報告書及び決算報告書(第十一項において「財務諸表等」という。)の作成等については、大阪大学法人が行うものとする。
- 第七条 大阪外国语大学法人の最終事業年度における利益及び損失の処理については、大阪大学法人が行うものとする。
- 第八条 大阪外国语大学法人のこの法律の施行の日(以下「施行日」という。)を含む国立大学法人法第三十条第一項に規定する中期目標(以下この条において単に「中期目標」という。)の期間に係る準用通則法第三十三条の規定による事業報告書の提出及び公表については、大阪外国语大学法人の施行日の前日を含む中期目標の期間に係る同条の事業報告書に記載すべき事項を含めて行うものとする。
- 第九条 大阪大学法人の施行日の前日を含む中期目標における業務の実績についての準用通則法第三十四条第一項に規定する評価については、大阪外国语大学法人の施行日の前日を含む中期目標の期間における業務の実績についての準用通則法第三十四条第一項に規定する評価については、大阪外国语大学法人の施行日の前日を含む中期目標の期間における業務の実績を考慮して行うものとする。
- 第十条 大阪外国语大学法人の積立金の処分は、施行日の前日において大阪外国语大学法人の中期目標の期間が終了したものとして、大阪大学法人が行うものとする。
- 第十一项 第六項、第七項及び前項の規定により大阪大学法人が行うものとされる大阪外国语大学法人の行つた事業に係る財務諸表等の作成等、利益及び損失の処理並びに積立金の処分の業務については大阪大学法人の行つた事業に係るこれら業務とみなして、国立大学法人法第十一条、第二十条第四項、第三十二条、第三十六条及び

第四十条並びに準用通則法第三十八条、第三十九条及び第四十四条（第一項ただし書、第三項及び第四項を除く。）の規定を適用する。この場合において、国立大学法人法第三十二条第一項中「当該中期目標の期間の次の」とあるのは「国立大学法人大阪大学の国立大学法人法の一部を改正する法律（平成十九年法律第八十九号）の施行の日を含む」と、「当該次の」とあるのは「当該」と、準用通則法第三十八条第一項中「毎事業年度」とあるのは「大阪外国语大学法人（国立大学法人法の一部を改正する法律（平成十九年法律第八十九号）附則第二条第一項に規定する大阪外国语大学法人をいう。以下同じ。）の最終事業年度（同条第四項に規定する最終事業年度をいう。以下同じ。）」と、「当該事業年度」とあるのは「当該最終事業年度」と、同条第二項中「毎事業年度」とあるのは「大阪外国语大学法人の最終事業年度」と、准用通則法第四十四条第一項中「毎事業年度」とあるのは「大阪外国语大学法人の最終事業年度の」と、同条第二項中「毎事業年度」とあるのは「大阪外国语大学法人の最終事業年度の」と、「前項の規定による積立金」とあるのは「最終事業年度より前」の事業年度において大阪外国语大学法人が積み立てた積立金」とする。

12 第一項の規定により大阪外国语大学法人が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

（大阪大学法人への出資）

第三条 前条第一項の規定により大阪大学法人が大阪外国语大学法人の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、大阪大学法人が承継する資産の価額（同条第十一項の規定により読み替えて適用される国立大学法人法第三十二条第一項の規定による承認を受けた金額があるときは、又は政府以外の者から大阪外国语大学法人に出えんされた金額があるときは、それぞれ当該金額に相当する金額の合計額を除く。）から負債の金額を差し引いた額は、政府から大阪大学法人に対し出資されたものとする。この場合において、大阪大学法人は、その額により資本金を増加するものとする。

2 前項に規定する資産のうち、土地については、大阪大学法人が当該土地の全部又は一部を譲渡したときは、当該譲渡により生じた収入の範囲内で国立大学法人附則第九条第三項に規定する文部科学大臣が定める基準により算定し

た額に相当する金額を独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に納付すべき旨の条件を付して出資されたものとする。

第七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

者とみなす。この場合において、同法第十五条第四項後段の規定は、適用しない。

（政令への委任）

3 第一条に規定する資産の価額は、施行日現在における時価を基準として評価委員が評価した

価額とする。

4 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

（国有財産の無償使用）

5 第一条に規定する資産の価額とし

ては、政令で定める。

（国有財産の無償使用）

6 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項

は、政令で定める。

（国有財産の無償使用）

7 第一条に規定する資産の価額とし

ては、政令で定める。

（国有財産の無償使用）

8 第一条に規定する資産の価額とし

ては、政令で定める。

（国有財産の無償使用）

9 第一条に規定する資産の価額とし

ては、政令で定める。

（国有財産の無償使用）

10 第一条に規定する資産の価額とし

ては、政令で定める。

（国有財産の無償使用）

11 第一条に規定する資産の価額とし

ては、政令で定める。

（国有財産の無償使用）

12 第一条に規定する資産の価額とし

ては、政令で定める。

（国有財産の無償使用）

13 第一条に規定する資産の価額とし

ては、政令で定める。

（国有財産の無償使用）

14 第一条に規定する資産の価額とし

ては、政令で定める。

（国有財産の無償使用）

15 第一条に規定する資産の価額とし

ては、政令で定める。

（国有財産の無償使用）

16 第一条に規定する資産の価額とし

ては、政令で定める。

（国有財産の無償使用）

17 第一条に規定する資産の価額とし

ては、政令で定める。

（国有財産の無償使用）

18 第一条に規定する資産の価額とし

ては、政令で定める。

（国有財産の無償使用）

19 第一条に規定する資産の価額とし

ては、政令で定める。

（国有財産の無償使用）

20 第一条に規定する資産の価額とし

ては、政令で定める。

（国有財産の無償使用）

21 第一条に規定する資産の価額とし

ては、政令で定める。

（国有財産の無償使用）

22 第一条に規定する資産の価額とし

ては、政令で定める。

（国有財産の無償使用）

23 第一条に規定する資産の価額とし

ては、政令で定める。

（国有財産の無償使用）

24 第一条に規定する資産の価額とし

ては、政令で定める。

（国有財産の無償使用）

25 第一条に規定する資産の価額とし

ては、政令で定める。

（国有財産の無償使用）

26 第一条に規定する資産の価額とし

ては、政令で定める。

（国有財産の無償使用）

27 第一条に規定する資産の価額とし

ては、政令で定める。

（国有財産の無償使用）

28 第一条に規定する資産の価額とし

ては、政令で定める。

（国有財産の無償使用）

29 第一条に規定する資産の価額とし

ては、政令で定める。

（国有財産の無償使用）

30 第一条に規定する資産の価額とし

ては、政令で定める。

た額に相当する金額を独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に納付すべき旨の条件を付して出資されたものとする。

（出資の条件）

4 第一条に規定する資産の価額とし

ては、政令で定める。

（出資の条件）

5 第一条に規定する資産の価額とし

ては、政令で定める。

（出資の条件）

6 第一条に規定する資産の価額とし

ては、政令で定める。

（出資の条件）

7 第一条に規定する資産の価額とし

ては、政令で定める。

（出資の条件）

8 第一条に規定する資産の価額とし

ては、政令で定める。

（出資の条件）

9 第一条に規定する資産の価額とし

ては、政令で定める。

（出資の条件）

10 第一条に規定する資産の価額とし

ては、政令で定める。

（出資の条件）

11 第一条に規定する資産の価額とし

ては、政令で定める。

（出資の条件）

12 第一条に規定する資産の価額とし

ては、政令で定める。

（出資の条件）

13 第一条に規定する資産の価額とし

ては、政令で定める。

（出資の条件）

14 第一条に規定する資産の価額とし

ては、政令で定める。

（出資の条件）

15 第一条に規定する資産の価額とし

ては、政令で定める。

（出資の条件）

16 第一条に規定する資産の価額とし

ては、政令で定める。

（出資の条件）

17 第一条に規定する資産の価額とし

ては、政令で定める。

（出資の条件）

18 第一条に規定する資産の価額とし

ては、政令で定める。

（出資の条件）

19 第一条に規定する資産の価額とし

ては、政令で定める。

（出資の条件）

20 第一条に規定する資産の価額とし

ては、政令で定める。

（出資の条件）

21 第一条に規定する資産の価額とし

ては、政令で定める。

（出資の条件）

22 第一条に規定する資産の価額とし

ては、政令で定める。

（出資の条件）

23 第一条に規定する資産の価額とし

ては、政令で定める。

（出資の条件）

24 第一条に規定する資産の価額とし

ては、政令で定める。

（出資の条件）

25 第一条に規定する資産の価額とし

ては、政令で定める。

（出資の条件）

26 第一条に規定する資産の価額とし

ては、政令で定める。

（出資の条件）

27 第一条に規定する資産の価額とし

ては、政令で定める。

（出資の条件）

28 第一条に規定する資産の価額とし

ては、政令で定める。

（出資の条件）

29 第一条に規定する資産の価額とし

ては、政令で定める。

（出資の条件）

30 第一条に規定する資産の価額とし

ては、政令で定める。

（出資の条件）

31 第一条に規定する資産の価額とし

ては、政令で定める。

（出資の条件）

32 第一条に規定する資産の価額とし

ては、政令で定める。

（出資の条件）

33 第一条に規定する資産の価額とし

ては、政令で定める。

（出資の条件）

34 第一条に規定する資産の価額とし

ては、政令で定める。

（出資の条件）

35 第一条に規定する資産の価額とし

ては、政令で定める。

（出資の条件）

36 第一条に規定する資産の価額とし

ては、政令で定める。

（出資の条件）

37 第一条に規定する資産の価額とし

ては、政令で定める。

（出資の条件）

38 第一条に規定する資産の価額とし

ては、政令で定める。

（出資の条件）

39 第一条に規定する資産の価額とし

ては、政令で定める。

（出資の条件）

40 第一条に規定する資産の価額とし

ては、政令で定める。

（出資の条件）

41 第一条に規定する資産の価額とし

ては、政令で定める。

（出資の条件）

42 第一条に規定する資産の価額とし

ては、政令で定める。

（出資の条件）

43 第一条に規定する資産の価額とし

ては、政令で定める。

（出資の条件）

44 第一条に規定する資産の価額とし

ては、政令で定める。

（出資の条件）

45 第一条に規定する資産の価額とし

ては、政令で定める。

（出資の条件）

46 第一条に規定する資産の価額とし

ては、政令で定める。

（出資の条件）

47 第一条に規定する資産の価額とし

ては、政令で定める。

（出資の条件）

48 第一条に規定する資産の価額とし

ては、政令で定める。

（出資の条件）

49 第一条に規定する資産の価額とし

ては、政令で定める。

（出資の条件）

50 第一条に規定する資産の価額とし

(その他の経過措置の政令等への委任)
第三十条 附則第三条から前条までに定める

のほか、この法律の施行に關し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令（人事院規則）で定める。

（施行期日）
1 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。
（交付）

2 檢討

八號) 附 貝
立月二十六日二十一時 漢律第八

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。
第二十条 (国立大学法人法の一部改正に伴う経過措置) 施行日前に前条の規定による改正前の国立大学法人法第七条第四項の規定により付された同項に規定する金額をセンターに納付すべき旨の条件は、前条の規定による改正後の国立大学法人法第七条第四項の規定により付された同項に規定する金額を機構に納付すべき旨の条件とみなす。
附 則 (平成二七年六月二十四日法律第四
六号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。
附 則 (平成二八年五月一八日法律第三
八号)
(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、第九条の改正規定並びに次条及び附則第三条の規定は、平成二十八年十月一日から施行する。

則に一条を加える改正規定、第四条中独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法第三条の改正規定及び同法第十六条第一項の改正規定並びに次条並びに附則第四条第三項及び第四項、第九条、第十一条並びに第十二条の規定は、公布の日から施行する。
(学長となるべき者の指名等に関する特例)
第二条 第二条の規定による改正前の国立大学法人別表第一に規定する国立大学法人岐阜大学及び国立大学法人名古屋大学(以下それぞれ「岐阜大学法人」及び「名古屋大学法人」という。)が協議して定める規程(以下「合同学長選考会議規程」という。)により、これらの国立大学法人にそれぞれ設けられた学長選考会議(国立大学法人法第十二条第二項に規定する学長選考会議をいう。以下この項において同じ。)の委員の中からそれぞれの学長選考会議において選出された者で構成される会議(以下「合同学長選考会議」という。)を設けることができる。

5 第一項の規定にかかるわらず、施行日の前日に満了する。

6 合同学長選考会議は、施行日前においても、新国立大学法人法第十条第三項の規定の例により、東海国立大学機構に大学総括理事を置くことを定め、同条第四項の規定の例により、文部科学大臣の承認を受けることができる。

二 合同学長選考会議規程においては、次に掲げる内容を定めるものとする。

一 合同学長選考会議を構成する者のうち、国立大学法人法第十二条第二項第一号に規定する委員の数は、合同学長選考会議の委員の総数の二分の一以上でなければならないこと。

三 合同学長選考会議に議長を置き、委員の互選によつてこれを定めること。

四 前三号に定めるもののほか、合同学長選考会議の議事の手続その他合同学長選考会議に必要な事項は、議長が合同学長選考会議に諮つて定めること。

八条の規定による財務諸表、事業報告書、決算報告書（同項において「財務諸表等」という。）の作成等については、東海国立大学機構が行うものとする。

7 岐阜大学法人の最終事業年度における利益及び損失の処理については、東海国立大学機構が行うものとする。

8 東海国立大学機構の施行日を含む国立大学法人法第三十三条第一項に規定する中期目標（以下この条において単に「中期目標」という。）の期間間に係る同法第三十三条の二第二項の規定による報告書の提出及び同条第三項の規定による公表については、岐阜大学法人の施行日の前日を含む中期目標の期間に係る同条第二項の報告書に記載すべき事項を含めて行うものとする。

東海国立大学機構の施行日を含む中期目標の期間における業務の実績についての国立大学法人法第三十三条の二第一項に規定する評価（同項第二号及び第三号に掲げる事業年度に係るものに限る。）については、岐阜大学法人の施行

(指定国立大学法人の指定に関する準備行為)

第二条 この法律による改正後の国立大学法人法(次項において「新法」という。)第三十四条の四第一項の規定による指定(以下この条において「指定」という。)を受けようとする国立大学法人は、この法律の施行前においても、指定の申請をすることができる。

文部科学大臣は、前項の申請があつた場合には、この法律の施行前においても、新法第三十四条の四の規定の例により、指定をすることができる。この場合において、当該指定は、この法律の施行の日にその効力を生ずる。

(政令への委任)

第三条 前条に規定するものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 则 (平成三〇年五月二三日法律第二号)
抄
(施行期日)
抄
(施行期日)
抄
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 则 (令和元年五月二十四日法律第一号)
抄
(施行期日)
抄
第一条 この法律は、平成三十二年四月一日から

うちから選考された者について、合同学長選考会議の申出があった場合には、その者を当該申出に基づき、第二条の規定による改正後の同法（以下「新国立大学法人法」という。別表第一に規定する国立大学法人東海国立大学機構（以下「東海国立大学機構」という。）の学長（東海国立大学機構が設置する国立大学の全部について新国立大学法人法第十条第三項に規定する大学総括理事を置く場合にあっては、理事長。以下この条において同じ。）となるべき者として指名するものとする。ただし、当該指名の後に、当該指名された者が欠けた場合においては、合同学長選考会議において国立大学法人法第十二条第七項に規定する者のうちから改めて選考された者を、合同学長選考会議の申出に基づき、当該指名された者に代えて、東海国立大学機構の学長となるべき者として指名するものとする。

前項の規定により指名された学長となるべき者は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）において、新国立大学法人法の規定により、東海国立大学機構の学長に任命されたものとする。

名古屋大学法人の学長の任期は、第二項の規

岐阜大学法人的最終事業年度に係る準用通則

第三条 岐阜大学法人は、この法律の施行の時に
おいて解散するものとし、次項の規定により國
が承継する資産を除き、その一切の権利及び義
務は、その時において東海国立大学機構が承継
する。

第二条 この法律の施行の際現に岐阜大学法人が有す
る権利のうち、東海国立大学機構がその業務を
確実に実施するために必要な資産以外の資産
は、この法律の施行の時において國が承継す
る。

第三条 前項の規定により國が承継する資産の範囲そ
の他該資産の國への承継に關し必要な事項
は、政令で定める。

第四条 岐阜大学法人の平成三十一年四月一日に始ま
る事業年度（以下この条において「最終事業年
度」という。）における業務の実績については、
東海国立大学機構が國立大学法人法第三十一条
の二第一項第二号に規定する評価を受けるもの
とする。この場合において、新國立大学法人法
第三十一条の三第三項の規定による通知及び勧
告は、東海国立大学機構に対ししてされるものと
する。

四 前三号に定めるもののほか、合同学長選考会議の議事の手続その他合同学長選考会議に必要な事項は、議長が合同学長選考会議に諮り、合同学長選考会議を主宰する。合同学長選考会議は、合同学長選考会議の議事の手続その他の合同学長選考会議に必要な事項は、議長が合同学長選考会議に諮り、合同学長選考会議を構成する者のうち、国立大学法人法第十二条第二項第一号に規定する委員の数は、合同学長選考会議の委員の総数の二分の一以上でなければならないこと。合同学長選考会議に議長を置き、委員の互選によつてこれを定めること。

三 議長は、合同学長選考会議を主宰する。合同学長選考会議は、合同学長選考会議の議事の手続その他の合同学長選考会議に必要な事項は、議長が合同学長選考会議に諮り、合同学長選考会議を構成する者のうち、国立大学法人法第十二条第二項第一号に規定する委員の数は、合同学長選考会議の委員の総数の二分の一以上でなければならないこと。合同学長選考会議に議長を置き、委員の互選によつてこれを定めること。

四 前三号に定めるもののほか、合同学長選考会議の議事の手続その他の合同学長選考会議に必要な事項は、議長が合同学長選考会議に諮り、合同学長選考会議を構成する者のうち、国立大学法人法第十二条第二項第一号に規定する委員の数は、合同学長選考会議の委員の総数の二分の一以上でなければならないこと。合同学長選考会議に議長を置き、委員の互選によつてこれを定めること。

第三条 岐阜大学法人は、この法律の施行の時に
　　おいて解散するものとし、次項の規定により國
　　が承継する資産を除き、その一切の権利及び義
　　務は、その時において東海国立大学機構が承継
　　する。

2 この法律の施行の際現に岐阜大学法人が有す
　　る権利のうち、東海国立大学機構がその業務を
　　確実に実施するために必要な資産以外の資産
　　は、この法律の施行の時において國が承継す
　　る。

3 前項の規定により國が承継する資産の範囲そ
　　の他當該資産の國への承継に關し必要な事項
　　は、政令で定める。

4 岐阜大学法人の平成三十一年四月一日に始ま
　　る事業年度（以下この条において「最終事業年
　　度」という。）における業務の実績については、
　　東海国立大学機構が国立大学法人法第三十一条
　　の二第一項第二号に規定する評価を受けるもの
　　とする。この場合において、新国立大学法人法
　　第三十一条の三第三項の規定による通知及び勧
　　告は、東海国立大学機構に対してされるものと
　　する。

5 岐阜大学法人の最終事業年度に係る準用通則
　　法（新国立大学法人法第三十五条において準用
　　する独立行政法人通則法（平成十一年法律第百
　　三号）をいう。第十項において同じ。）第三十
　　八条の規定による財務諸表、事業報告書、決算
　　報告書（同項において「財務諸表等」という。）
　　の作成等については、東海国立大学機構が行う
　　ものとする。

6 岐阜大学法人の最終事業年度における利益及
　　び損失の処理については、東海国立大学機構が
　　行うものとする。

7 東海国立大学機構の施行日を含む国立大学法
　　人法第三十条第一項に規定する中期目標（以下
　　この条において単に「中期目標」という。）の
　　期間に係る同法第三十一条の二第二項の規定に
　　よる報告書の提出及び同条第三項の規定による
　　公表については、岐阜大学法人の施行日の前日
　　を含む中期目標の期間に係る同条第二項の報告
　　書に記載すべき事項を含めて行うものとする。

8 東海国立大学機構の施行日を含む中期目標の
　　期間における業務の実績についての国立大学法
　　人法第三十三条の二第一項に規定する評価（同
　　項第二号及び第三号に掲げる事業年度に係るも

者をそれぞれ指名するものとする。ただし、当該指名の後に、当該指名された者が欠けた場合においては、合同学長選考会議が改めて行う申出に基づいて、当該指名された者に代えて、新法人の学長となるべき者を指名するものとする。

前項の申出は、国立大学法人法第十二条第七項に規定する者のうちから合同学長選考会議により選考された者について、行うものと会議により選考された者について、行うものとする。

第二項の規定により指名された学長となるべき者は、施行日において、新国立大学法人法の規定により、新法人の学長にそれぞれ任命されるものとする。

（総称する。）は、この法律の施行の時において解散するものとし、次項の規定により国が承継する資産を除き、その一切の権利及び義務は、その時に於いて、小樽商科大学法人及び北見工業大学法人（第四項及び第五項において「小樽商科大学法人等」という。）に係るものにあつては北海道国立大学機構が、奈良教育大学法人に係るものにあつては奈良国立大学機構が、それぞれ承継する。

（この法律の施行の際に解散法人が有する権利のうち、新法人がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、この法律の施行の時に於いて国が承継する。

及び第四十条並びに準用通則第三十八条、第三十九条及び第四十四条（第一項ただし書、第三項及び第四項を除く。）の規定を適用する。この場合において、準用通則第三十八条第一項中「毎事業年度」とあるのは「解散法人（国立大学法人法の一部を改正する法律（令和三年法律第四十一号）附則第五条第一項に規定する解散法人をいう。第四十四条において同じ。）の最終事業年度（同法附則第三条第二項に規定する最終事業年度をいう。以下この条及び第四十四条において同じ。）」と、「当該事業年度」とあるのは「当該最終事業年度」と、同条第二項中「事業年度」とあるのは「最終事業年度」とある。但し、前項第一項第一項第一頁

(解散法人が設置する大学に関する経過措置)
第七条 小樽商科大学法人が設置する小樽商科大学及び北見工業大学法人が設置する北見工業大学は、この法律の施行の時において、それぞれ北海道国立大学機構が設置する小樽商科大学及び北見工業大学となるものとする。

2 奈良教育大学法人が設置する奈良教育大学は、この法律の施行の時において、奈良国立大学機構が設置する奈良教育大学となるものとする。

（前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。）

長の任期は、第二項の規定により新法人の学長となるべき者が指名されたときは、国立大学法人法第十五条第一項の規定にかかわらず、施行日の前日に満了する。合同学長選考会議は、施行日前においても、

前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関し必要な事項は、政令で定める。

「事業年度」と準用通則法第四十四条第一項中「毎事業年度」、とあるのは「解散法人の最終事業年度」、と同条第二項中「毎事業年度」、とあるのは「解散法人の最終事業年度」、とあるのは「解散法人の最終事業年度」、とあるのは「解散法人の最終事業年度」、「前項の規定による積立金」とあるのは「最終事業年度より前の事業年度において解散法人が

第八条 帯広畜産大学法人は、この法律の施行の時において、奈良国立大学機構となるものとする。

新国立大学法人法第十条第四項の規定の例により、新法人に大学総括理事を置くことを定め、同条第五項の規定の例により、文部科学大臣の承認を受けることができる。

前項の承認があつたときは、第二項の規定にて旨記載して置くこととし、施行日付

人等に係るものにあつては北海道国立大学機構が、奈良教育大学法人に係るものにあつては奈良国立大学機構が、附則第三条第二項の規定により適用される新国立大学法人法第三十一条の二第一項に規定する評価を受けるものとする。この場合において、学年と云ふ語は二

「積み立てた積立金」とする。
第一項の規定により解散法人が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

第九条 新法人の理事又は監事の任命に関する経過措置
解散法人の役員であった者（理事又は監事）であつた者にあつては、その最初の任命の際現に解散法人の役員又は職員でなかつたものを

より指名された学長となる者は、施行日前においても、新国立大学法人法第十三条の二第一項の規定の例により、大学総括理事として任命しようとする者について、合同学長選考会議の意見を聴き、文部科学大臣の承認を得ることができる。

この場合において新国立大学法人法第三十二条の三第三項の規定による通知及び勧告は、北海道国立大学機構又は奈良国立大学機構に対してされるものとする。

第六条 前条第一項の規定により新法人が解散法人の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、新法人が承継する資産の価額（同条第六項の規定により適用される新国立大学法人法第三十二条第一項の規定による承認を受けた金額があるとき、又は政府以外の者から解散法人に

除く。)が、引き続き新法人の理事又は監事に任命される場合における新国立大学法人法第十四条の規定の適用については、その任命の際現に新法人の役員又は職員である者とみなす。

一 合同学長選考会議規程においては、次に掲げる内容を定めるものとする。

が、奈良教育大学法人に係るものにあつては奈良国立大学機構が、それぞれ行うものとする。解散法人の最終事業年度に係る準用通則法（新国立大学法人法第三十五条において準用する独立行政法人通則法をいう。次項において同じ。）第三二条の規定によれば、

出えんされた金額があるときは、それらの金額に相当する金額の合計額を除く。)から負債の金額を差し引いた額は、政府から新法人に対し出資されたものとする。この場合において、新法人は、その額により資本金を増加するものとする。

事又に監事であった者（その最初の任命の際現にこれらの国立大学法人の役員又は職員でなかつた者であつて、かゝる施行日の前日に解散法人の役員であつた者（その最初の任命の際現に当該解散法人の役員又は職員でなかつた者を除く。）又は職員であつた者に限る。）が、引き続

二、合同学長選考会議に議長を置き、委員の互選によつてこれを定めること。

三、議長は、合同学長選考会議を主宰すること。

四、前三号に定めるもののほか、合同学長選考

二 同じく第三十ハ条の規定による財務諸表
事業報告書、決算報告書の作成等に関する業務

三 解散法人の最終事業年度における利益及び損失の処理

解散法人の積立金の処分

2 前項に規定する資産のうち、土地については、新法人が当該土地の全部又は一部を譲渡したときは、当該譲渡により生じた収入の範囲内で国立大学法人法附則第九条第三項に規定する文部科学大臣が定める基準により算定した額に

き新法人の理事又は監事である場合における新国立大学法人法第十四条の規定の適用については、その任命の際現に新法人の役員又は職員である者とみなす。この場合において、国立大学法人法第十五条第五項後段の規定は、適用しな

会議の議事の手続その他他合同同学長選考会議に必要な事項は、議長が合同同学長選考会議に諮つて定めること。

前項の規定により北海道国立大学機構又は奈良国立大学機構が行うものとされる同項各号に掲げる業務については、北海道国立大学機構又は奈良国立大学機構の行った事業に係るこれらの業務とみなして、新国立大学法人法第十一條、第二十条第五項、第三十一条、第三十六条规定する。

3 相当する金額を独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に納付すべき旨の条件を付して出資されたものとする。
第一項に規定する資産の価額は、施行日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

第十一条 (罰則の適用に関する経過措置) この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

- 5 東京工業大学法人の学長の任期は、第二項の規定により東京科学大学法人の学長となるべき者が指名されたときは、国立大学法人法第十五条第一項の規定にかかわらず、施行日の前日を満了する。

6 東京科学大学法人に大学総括理事を置くことの決定は、施行日前においては、国立大学法人法第十条第四項の規定にかかわらず、合同学長選考会議が行う。この場合において、合同学長選考会議は、当該決定について文部科学大臣の承認を受けなければならない。

7 前項の承認があつたときは、第二項の規定により指名された東京科学大学法人の学長となるべき者は、施行日前においても、大学総括理事として任命しようとする者について、合同学長選考会議の意見を聽いて、文部科学大臣の承認を得ることができる。

8 合同学長選考会議規程においては、次に掲げる内容を定めるものとする。

一 合同学長選考会議を構成する者のうち、国立大学法人法第十二条第二項第一号に規定する委員の数は、合同学長選考会議の委員の総数の二分の一以上でなければならないこと。

二 合同学長選考会議に議長を置き、委員の互選によつてこれを定めること。

三 議長は、合同学長選考会議を主宰すること。

四 前三号に定めるもののほか、合同学長選考会議の議事の手続その他合同学長選考会議に必要な事項は、議長が合同学長選考会議に諮つて定めること。

(東京科学大学法人の理事又は監事の任命に関する経過措置)

第六条 施行日の前日に東京医科歯科大学法人の役員であつた者（理事又は監事であつた者については、その最初の任命の際現に東京医科歯科大学法人の役員又は職員でなかつたものを除く。）が施行日に東京科学大学法人の理事又は監事に任命される場合における国立大学法人法第十四条の規定の適用については、当該役員であつた者は、その任命の際現に東京科学大学法人の役員又は職員である者とみなす。

施行日の前日に東京工業大学法人の理事又は監事であつた者（その最初の任命の際現に東京工業大学法人の役員又は職員でなかつた者であつて、かつ、施行日の前日に東京医科歯科大学法人の役員であつた者（その最初の任命の際現

に東京医科歯科大学法人の役員又は職員でなかつた者を除く。) 又は職員であつた者に限る。が施行日に東京科学大学法人の理事若しくは監事に任命される場合又は引き続き理事若しくは監事である場合についての国立大学法人法第十四条及び第十五条第五項の規定の適用については、当該理事又は監事であつた者は、その最初の任命の際現に東京工業大学法人の役員又は職員であつた者とみなす。

第七条 (東京医科歯科大学に関する経過措置) この法律の施行の際現に東京医科歯科大学に在学する者は、東京医科歯科大学

二 総合研究大学院大学は、大学共同利用機関法人及び国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構との緊密な連係及び協力の下に教育研究を行ふものとする。

三 第一欄に掲げる国立大学法人が指定国立大学法人又は指定国立大学を設置する国立大学法人（次号及び第五号において「指定国立大学法人等」という。）である場合における当該国立大学法人に対するこの表の適用については、当該国立大学法人の項の第四欄の理事の員数は、同欄に掲げる数に二（当該国立大学法人が一人以上非常勤の理事（学外者が任命されるものに限る。）を置く場合にあつては、三）を加えた数とする。

四 この表の各項の第四欄に掲げる理事の員数が二人である当該各項の第一欄に掲げる国立大学法人（当該国立大学法人が指定国立大学法人

別表第二（第一条、第五条、第二十四条、第二十

等である場合を除く。)が一人以上の非常勤の理事を置く場合における当該国立大学法人に対する事務をこの表の適用については、それぞれ当該各項の第四欄中「二」とあるのは、「三」とする。

五 この表の各項の第四欄に掲げる理事の員数が四人以上である当該各項の第一欄に掲げる国立大学法人(当該国立大学法人が指定国立大学法人等である場合を除く。)が一人以上の非常勤の理事(学外者が任命されるものに限る。)を置く場合における当該国立大学法人に対するこの表の適用については、それぞれ当該各項の第四欄中「四」とあるのは、「五」と、「五」とあるのは、「六」と、「六」とあるのは、「七」と、「七」とあるのは、「八」と、「八」とあるのは、「九」とする。

的な解説に関する研究